

新潟市区役所組織規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第 68 号

新潟市区役所組織規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織

第 1 節 区役所（第 2 条）

第 2 節 機関（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 分掌事務（第 5 条 - 第 11 条）

第 4 章 職制（第 12 条 - 第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則に別に定めのあるもののほか、北区役所、東区役所、中央区役所、江南区役所、秋葉区役所、南区役所、西区役所及び西蒲区役所（以下「区役所」という。）の組織及びその分掌事務並びに職制に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

第 1 節 区役所

（課、室及び係）

第 2 条 区役所に次に掲げる課、室及び係を置く。

北区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

産業振興課 商工観光係 農政係 農業支援センター係 農村整備係

建設課 管理係 維持係 整備係 まちづくり係

下水道課 業務係 工務係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

東区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 文化・広報係 産業振興室

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

保護課 保護第1係 保護第2係

税務課 市民税係 資産税係

建設課 管理係 まちづくり係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

中央区役所

政策企画課 区政推進係 広報・統計係 文化・スポーツ係 産業振興室

区民生活課 証明係 審査係 記録係 戸籍係 給付係 保険料係 区民生活係

健康福祉課 障がい福祉係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

保護課 保護第1係 保護第2係 保護第3係

税務課 市民税係 資産税係

建設課 管理係 まちづくり係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

江南区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

産業振興課 商工観光係 農業振興係 農村整備係

建設課 管理係 まちづくり係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

秋葉区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係 文化・スポーツ係

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

産業振興課 商工観光係 農政係 農業振興係 農村整備係

建設課 管理係 維持係 整備係 まちづくり係

下水道課 業務係 工務係 維持管理係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

南区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係 文化振興係

区民生活課 区民係 保険年金係 環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

産業振興課 商工観光係 農政係 農業振興係 農村整備係

建設課 管理係 維持係 整備係 まちづくり係 国道対策室

下水道課 業務係 工務係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

西区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係 文化・スポーツ係

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

農政商工課 農業振興係 都市・農村交流係 商工振興係

建設課 管理係 まちづくり係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

西蒲区役所

政策企画課 企画係 地域振興係 広報・統計係 文化・スポーツ係

区民生活課 区民窓口係 戸籍係 給付係 保険料係 生活環境係

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 高齢介護係 児童福祉係 保健予防係 健康増進係

税務課 市民税係 資産税係

産業観光課 商工観光係 農政係 農業振興係 農村整備係

建設課 管理係 まちづくり係

総務課 総務係 安心安全係 管理財務係

第2節 機関

(設置)

第3条 次の表の左欄に掲げる組織の管理の下に、同表の右欄に定める機関を置く。

組織	機関
区役所	福祉事務所
	出張所
北区役所区民生活課	早通連絡所
北区役所北出張所	南浜連絡所
	濁川連絡所
東区役所区民生活課	大形連絡所
中央区役所区民生活課	入舟連絡所
江南区役所区民生活課	曾野木連絡所
	両川連絡所
	大江山連絡所
西区役所西出張所	赤塚連絡所
	中野小屋連絡所
北区役所政策企画課	豊栄博物館
	水の駅「ビュー福島潟」
	豊栄総合体育館
	葛塚コミュニティセンター
	木崎コミュニティセンター
	岡方コミュニティセンター
	長浦コミュニティセンター
	早通コミュニティセンター
中央区役所政策企画課	万代市民会館
江南区役所政策企画課	亀田市民会館
	亀田総合体育館

	横越総合体育館
秋葉区役所政策企画課	新津地域学園
	新津B & G海洋センター
南区役所政策企画課	白根カルチャーセンター
西区役所政策企画課	西新潟市民会館
	黒埼市民会館
西蒲区役所政策企画課	巻文化会館
	潟東ゆう学館
	中之口先人館
北区役所健康福祉課	北地域保健福祉センター
	三ツ森児童館
	早通児童センター
	葛塚東児童館
東区役所健康福祉課	石山地域保健福祉センター
	中地域保健福祉センター
中央区役所健康福祉課	東地域保健福祉センター
	南地域保健福祉センター
	中央地域保健福祉センター
江南区役所健康福祉課	横越地域保健福祉センター
秋葉区役所健康福祉課	小須戸地域保健福祉センター
南区役所健康福祉課	味方地域保健福祉センター
	月潟地域保健福祉センター
西区役所健康福祉課	西地域保健福祉センター
	黒埼地域保健福祉センター

西蒲区役所健康福祉課	巻地域保健福祉センター
	岩室地域保健福祉センター
	西川地域保健福祉センター
	潟東地域保健福祉センター
	中之口地域保健福祉センター
各区役所の健康福祉課	保育園
南区役所産業振興課	しろね大風と歴史の館

2 別に定めるもののほか，区役所の機関の位置は次に掲げるとおりとする。

機関	位置
早通連絡所	新潟市北区早通 3 7 番地 1
南浜連絡所	新潟市北区島見町 2 0 7 0 番地
濁川連絡所	新潟市北区新崎 2 6 0 7 番地
大形連絡所	新潟市東区海老ヶ瀬 6 1 5 番地 1
入舟連絡所	新潟市中央区附船町 1 丁目 4 3 8 5 番地 1
曽野木連絡所	新潟市江南区天野 2 丁目 7 番 2 号
両川連絡所	新潟市江南区酒屋 8 2 1 番地 8
大江山連絡所	新潟市江南区細山 4 0 1 番地
赤塚連絡所	新潟市西区赤塚 2 2 8 0 番地 2
中野小屋連絡所	新潟市西区中野小屋 5 9 0 番地 4
横越地域保健福祉センター	新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 1 号
小須戸地域保健福祉センター	新潟市秋葉区小須戸 1 2 0 番地
味方地域保健福祉センター	新潟市南区味方 1 5 4 4 番地
月潟地域保健福祉センター	新潟市南区月潟 5 3 5 番地
黒埼地域保健福祉センター	新潟市西区大野町 2 8 4 3 番地 1

岩室地域保健福祉センター	新潟市西蒲区西中 8 6 0 番地
西川地域保健福祉センター	新潟市西蒲区旗屋 5 8 5 番地 1
潟東地域保健福祉センター	新潟市西蒲区三方 1 番地
中之口地域保健福祉センター	新潟市西蒲区中之口 6 2 6 番地

(課及び係)

第 4 条 福祉事務所に次に掲げる課及び係を置く。

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 (東福祉事務所及び中央福祉事務所を除く。) 高
齢介護係 児童福祉係

保護課 (東福祉事務所及び中央福祉事務所に限る。) 保護第 1 係 保護第 2 係 保護
第 3 係 (中央福祉事務所に限る。)

2 出張所に次に掲げる係を置く。

北出張所 地域係 市民係 厚生係

石山出張所 地域係 市民係 厚生係

東出張所 地域係 市民係 厚生係

南出張所 地域係 市民係 厚生係

横越出張所 地域係 市民係

小須戸出張所 地域係 市民係

味方出張所 地域係 市民係

月潟出張所 地域係 市民係

西出張所 地域係 市民係 厚生係

黒埼出張所 地域係 市民係 厚生係

岩室出張所 地域係 市民係

西川出張所 地域係 市民係 厚生係

潟東出張所 地域係 市民係

中之口出張所 地域係 市民係

第3章 分掌事務

(課の分掌事務)

第5条 第2条に規定する課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

政策企画課

- (1) 区の政策の推進及び重要施策の企画に関する事項
- (2) 区自治協議会に関する事項
- (3) 合併建設計画の推進及び調整に関する事項
- (4) 食育・健康づくりに係る総合調整に関する事項
- (5) 総合都市交通体系に関する事項
- (6) 交通需要管理施策の推進に係る事業実施に関する事項
- (7) 公共交通機関の利用促進に関する事項
- (8) 交通バリアフリーに関する事項
- (9) 第5号から前号までに掲げるもののほか、都市交通に係る事業実施に関する事項
- (10) 鉄道に関する事項
- (11) バス交通その他の生活交通に係る企画及び調整に関する事項
- (12) 男女共同参画に関する事項
- (13) ふるさと融資に関する事務
- (14) 地域コミュニティの推進に関する事項
- (15) 自治会その他住民組織に関する事項
- (16) 地縁による団体の認可に関する事項
- (17) 地域活動等傷害見舞金の支給に関する事項
- (18) 市民公益活動等の支援に関する事項
- (19) 広報に関する事項
- (20) 区民の意識、意見等の広聴に関する事項

- (2 1) 陳情及び請願に関する事項
- (2 2) 市政相談に関する事項
- (2 3) 指定統計その他法令による統計調査に関する事項
- (2 4) にいがた地元学の推進に関する事項
- (2 5) 文化の振興及び活動に関する事項（機関の所管するものを除く。次号から第 3 0 号までにおいて同じ。）
- (2 6) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査，保存及び活用に関する事項
- (2 7) スポーツの振興に関する事項
- (2 8) 青少年の健全育成に関する事項
- (2 9) 青少年育成団体への支援に関する事項
- (3 0) 青少年の非行防止に関する事項
- (3 1) 学校開放に関する事項（西蒲区役所に限る。）
- (3 2) 商工業の融資制度に関する事項（東区役所及び中央区役所に限る。次号から第 8 9 号までにおいて同じ。）
- (3 3) 中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）に規定する特定中小企業の認定に関する事項
- (3 4) 人材育成補助金に関する事項
- (3 5) 商業の振興に関する事項
- (3 6) 商業組合等の指導及び育成に関する事項
- (3 7) 大規模小売店舗に関する事項
- (3 8) 工業の振興に関する事項
- (3 9) 工業団体等の指導及び育成に関する事項
- (4 0) 企業の立地促進に関する事項
- (4 1) 労働施策の企画に関する事項
- (4 2) 職業能力開発の促進に関する事項

- (4 3) 雇用の促進及び定着に関する事項
- (4 4) 高年齢者等の職業相談に関する事項
- (4 5) 労働関係団体との連絡調整に関する事項
- (4 6) 勤労者の福利厚生に関する事項
- (4 7) 中心市街地活性化基本計画に関する事項
- (4 8) 工業振興助成金に関する事項
- (4 9) 観光及び物産振興に関する事項
- (5 0) 観光資源の管理に関する事項
- (5 1) 農業行政の企画及び計画に関する事項
- (5 2) 農業に係る調査に関する事項
- (5 3) 農業関係団体に関する事項
- (5 4) 農業経営基盤の強化に関する事項
- (5 5) 農業金融に関する事項
- (5 6) 農村と都市の交流に関する事項
- (5 7) 農業分野に係る食育に関する事項
- (5 8) 農業災害に関する事項
- (5 9) 園芸作物の生産振興に関する事項
- (6 0) 畜産の振興に関する事項
- (6 1) 生産環境の整備に関する事項
- (6 2) 水田農業経営の確立に関する事項
- (6 3) 米等の主要穀物の生産振興に関する事項
- (6 4) 農畜産物の流通及び消費に関する事項
- (6 5) 地産地消の推進に関する事項
- (6 6) 農地対価等の徴収に関する事項
- (6 7) 水産動植物の増養殖に関する事項

- (6 8) 水産関係団体及び漁業者の指導に関する事項
- (6 9) 水産施設，漁港，漁港海岸施設等の計画，整備及び管理に関する事項
- (7 0) 漁場の開発，造成及び調査に関する事項
- (7 1) 漁業構造改善等に関する事項
- (7 2) 水産統計に関する事項
- (7 3) 漁業金融に関する事項
- (7 4) 輸出水産物に関する事項
- (7 5) 里山及び森林の調査及び計画に関する事項
- (7 6) 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）の規定による届出等に関する事項
- (7 7) 保安林の維持管理及び活用に関する事項
- (7 8) 林道及び林地施設に関する事項
- (7 9) 第 6 7 号から前号までに掲げるもののほか，水産業及び林業の振興に関する事項
- (8 0) 土地改良事業の促進に関する事項
- (8 1) 土地改良事業の調査，計画及び指導に関する事項
- (8 2) 土地改良事業の技術援助に関する事項
- (8 3) 土地改良事業に係る工事の設計及び施行に関する事項
- (8 4) 土地改良施設の維持管理に関する事項
- (8 5) 市街化調整区域等の応急排水に関する事項
- (8 6) 災害の防止及び復旧に関する事項
- (8 7) 農村総合整備に関する事項
- (8 8) 地籍調査事業に関する事項
- (8 9) 地域下水道の維持管理に関する事項
- (9 0) 課の庶務に関する事項

- (1) 印鑑登録に関する事項
- (2) 戸籍，住民票の写し等の諸証明書その他市民の公証に係る書類の交付に関する事項
- (3) 公的個人認証に関する事項
- (4) 課所管事項に係る使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (5) 住民異動届に関する事項
- (6) 住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項
- (7) 戸籍，住民票の写し等の諸証明に係る公用請求，郵便請求及び電話予約に関する事項
- (8) 住民基本台帳等の閲覧に関する事項
- (9) 住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付等に関する事項
- (10) 自動車の臨時運行の許可に関する事項
- (11) 市民生活相談に関する事項
- (12) 消費者協会に関する事項
- (13) 住居表示及び町字名に関する事項
- (14) 行政サービスコーナー（黒埼行政サービスコーナーを除く。）に関する事項
- (15) 戸籍届に関する事項
- (16) 戸籍等の整理及び保管に関する事項
- (17) 住民基本台帳等の統計，人口動態調査及び人口移動調査に関する事項
- (18) 住民実態調査に関する事項
- (19) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく通知に関する事項
- (20) 犯罪人，成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿に関する事項
- (21) 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく通知に関する事項
- (22) 外国人登録に関する事項

- (2 3) 埋火葬及び改葬許可並びに火葬場の利用に係る許可申請書の受理及びその許可に関する事項
- (2 4) ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為等による被害者の支援に関する事項
- (2 5) 国民健康保険の資格に関する事項
- (2 6) 国民健康保険料に関する事項
- (2 7) 国民健康保険の給付その他国民健康保険に関する事項
- (2 8) 老人保健法（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する事項
- (2 9) 新潟市老人医療費助成規則（昭和５８年新潟市規則第１０号）による老人医療費の助成に関する事項
- (3 0) 国民年金に係る届出書等の受付及び国の機関への報告に関する事項
- (3 1) 介護保険料（普通徴収に係るものに限る。）の徴収及び滞納整理に関する事項
- (3 2) 自然環境の保全に関する事項
- (3 3) 鳥獣保護及び狩猟に関する事項
- (3 4) 環境教育及び環境学習に関する事項
- (3 5) 大気汚染の防止に関する事項
- (3 6) 悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）の施行その他悪臭の防止に関する事項
- (3 7) 水質汚濁の防止に関する事項
- (3 8) 浄化槽に関する事項（設置等に係る構造上の審査に関する事項を除く。）
- (3 9) 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）の施行その他騒音の防止に関する事項
- (4 0) 振動規制法（昭和５１年法律第６４号）の施行その他振動の防止に関する事項

- (4 1) 新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年新潟市条例第 4 7 号）による指定開発事業の審査に関する事項
- (4 2) 公害の苦情の相談及び処理に関する事項
- (4 3) 一般廃棄物の収集運搬に係る委託及び指導監督に関する事項
- (4 4) 一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- (4 5) 一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- (4 6) 一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事項
- (4 7) 一般廃棄物の収集運搬，処分及び保管に係る調整及び指導に関する事項
- (4 8) 一般廃棄物処理手数料に関する事項
- (4 9) 一般廃棄物についての苦情に関する事項
- (5 0) ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
- (5 1) 豊栄郷清掃施設処理組合及び阿賀北広域組合に関する事項（北区役所に限る。）
- (5 2) 狂犬病の予防に関する事項のうち，犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事項
- (5 3) 動物の愛護及び管理に関する事項のうち，犬及び猫の引き取り並びに負傷動物の収容に関する事項
- (5 4) 生活環境の改善整備の指導に関する事項
- (5 5) 衛生害虫等の相談，指導及び駆除に関する事項
- (5 6) 環境衛生組織の指導及び育成に関する事項
- (5 7) 課の庶務に関する事項

健康福祉課

- (1) 区独自の保健福祉施策の企画調整に関する事項
- (2) 厚生労働統計の実施に関する事項
- (3) 災害時要援護者対策に関する事項

- (4) 成年後見制度に関する事項
- (5) 障害児福祉手当，特別障害者手当等に関する事項
- (6) 特別児童扶養手当に関する事項
- (7) 重度心身障がい者医療費の助成に関する事項
- (8) 障がい者関係団体の指導，育成及び連絡調整に関する事項
- (9) 福祉タクシーの利用助成等に関する事項
- (10) 心身障害者扶養共済に関する事項
- (11) 自立支援医療（育成医療を除く。）に関する事項
- (12) 補装具費の支給並びに日常生活用具等の給付及び貸与に関する事項
- (13) 身体障がい者福祉電話に関する事項
- (14) 障がい者住宅整備資金の融資及び障がい者住宅リフォーム助成に関する事項
- (15) 障がい者及び障がい児に係る介護給付費等の支給に関する事項
- (16) 地域生活支援事業に関する事項
- (17) 障がい程度区分認定等審査会に関する事項（江南区役所及び西蒲区役所を除く。）
- (18) 訪問入浴に関する事項
- (19) 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員に関する事項
- (20) 障がい児者居宅介護，施設入所等の措置に関する事項
- (21) 障がい福祉サービスについての苦情処理に関する事項
- (22) 精神障害者保健福祉手帳に関する事項
- (23) 精神障がい者入院医療費助成に関する事項
- (24) 障がい者福祉施設に関する事項
- (25) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事項
- (26) 在宅重度重複障がい者介護見舞金に関する事項

- (2 7) 心身障がい者児の相談，調査及び指導に関する事項
- (2 8) 第 5 号から前号までに掲げるもののほか，障がい福祉に関する事項
- (2 9) 法外援護事業に関する事項（東区役所及び中央区役所を除く。次号から第 3 4 号までにおいて同じ。）
- (3 0) 民生委員及び児童委員に関する事項
- (3 1) 戦傷病者，戦没者遺族，軍人軍属等に関する事項
- (3 2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事項
- (3 3) 女性の保護更正に関する事項
- (3 4) ホームレスの自立支援等に関する事項
- (3 5) 老人デイサービスセンターに関する事項
- (3 6) 高齢者の居宅介護，施設入所等の措置に関する事項
- (3 7) 高齢者福祉サービスに関する事項
- (3 8) 高齢者虐待防止対策に関する事項
- (3 9) 地域ケア会議に関する事項
- (4 0) 高齢者の社会参加活動及び生きがい対策に関する事項
- (4 1) 敬老事業に関する事項
- (4 2) 高齢者入浴券の交付に関する事項
- (4 3) 老人居室等整備資金の融資及び高齢者住宅リフォーム助成に関する事項
- (4 4) 老人福祉センター及び老人憩の家利用証の交付に関する事項
- (4 5) 介護保険事業の啓発に関する事項
- (4 6) 地域包括支援センターに関する事項
- (4 7) 介護保険被保険者の資格管理に関する事項
- (4 8) 要介護認定及び要支援認定に関する事項
- (4 9) 介護認定審査会の審査及び処分決定に関する事項
- (5 0) 介護保険の保険給付に関する事項

- (5 1) 介護保険サービスについての苦情処理等に関する事項
- (5 2) こどもに関する施策の企画，立案及び実施に関する事項
- (5 3) 次世代育成支援対策行動計画の進行管理に関する事項
- (5 4) 市立保育園の管理及び運営に関する事項
- (5 5) 保育園の運営指導に関する事項
- (5 6) 保育園に係る給食の計画，管理及び指導に関する事項（北区役所，秋葉区役所，南区役所，西蒲区役所に限る。）
- (5 7) 保育園に係る保健衛生に関する事項
- (5 8) 保育園の入退園に関する事項
- (5 9) 保育料の賦課及び徴収に関する事項
- (6 0) 児童福祉施設（保育園を除く。）への入所等に関する事項
- (6 1) 児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）の施行に関する事項
- (6 2) 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）の施行に関する事項
- (6 3) 母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）の施行その他ひとり親家庭の福祉に関する事項
- (6 4) ひとり親家庭等医療費助成に関する事項
- (6 5) 放課後児童対策に関する事項
- (6 6) 妊産婦及びこども医療費助成に関する事項
- (6 7) 児童虐待防止対策に関する事項
- (6 8) 私学振興に関する事項
- (6 9) ファミリーサポートセンター事業に関する事項（北区役所及び南区役所に限る。）
- (7 0) 児童福祉施設の整備計画に関する事項
- (7 1) 障がい児放課後支援事業に関する事項
- (7 2) 私立保育園の運営及び助成に関する事項

- (7 3) 母子生活支援施設さつき荘の維持管理に関する事項（江南区役所に限る。）
- (7 4) 児童デイサービスに関する事項（北区役所に限る。）
- (7 5) 感染症その他疾病の予防及びまん延の防止に関する事項
- (7 6) 各種予防接種に関する事項
- (7 7) 結核予防対策及び医療に関する事項
- (7 8) 母子健康手帳の交付，妊産婦健康診査及び保健指導に関する事項
- (7 9) 新生児及び未熟児の届出受理及び訪問指導に関する事項
- (8 0) 乳幼児の健康診査及び保健指導に関する事項
- (8 1) 母体保護に関する事項
- (8 2) 特定不妊治療費の申請受付に関する事項
- (8 3) 第 7 8 号から前号までに掲げるもののほか，母子保健に関する事項
- (8 4) むし歯対策に関する事項
- (8 5) 歯周疾患対策に関する事項
- (8 6) 摂食嚥下^{えん}対策に関する事項
- (8 7) 前 3 号に掲げるもののほか，歯科保健に関する事項
- (8 8) 基本健康診査及び各種がん検診に関する事項
- (8 9) 結核健康診断に関する事項
- (9 0) 保健所が行う健康危機等の調査及び医療施設（病院）立入検査の派遣に関する事項
- (9 1) 精神保健福祉に係る相談及び保健指導に関する事項
- (9 2) 前号に掲げるもののほか，精神保健福祉に関する事項
- (9 3) 生活習慣病等の予防に関する事項
- (9 4) 特定疾患治療研究事業等に関する経由事務及び難病患者の相談等に関する事項
- (9 5) 訪問指導に関する事項

- (9 6) 機能訓練に関する事項
- (9 7) 保健師業務の統計に関する事項
- (9 8) 栄養改善に関する事項
- (9 9) 栄養改善地区組織に関する事項
- (1 0 0) 健康な生活習慣の普及に関する事項
- (1 0 1) 特別用途食品及び栄養表示制度に関する事項
- (1 0 2) 地域保健に係る統計（医療機関に係るものを除く。）に関する事項
- (1 0 3) 公衆衛生に関する事項
- (1 0 4) 献血に関する事項
- (1 0 5) 臓器移植等に関する事項
- (1 0 6) 地域保健福祉センターに関する事項
- (1 0 7) 課の庶務に関する事項

保護課

- (1) 厚生労働統計の実施に関する事項
- (2) 法外援護事業に関する事項
- (3) 民生委員及び児童委員に関する事項
- (4) 戦傷病者，戦没者遺族，軍人軍属等に関する事項
- (5) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事項
- (6) 女性の保護更正に関する事項
- (7) ホームレスの自立支援等に関する事項
- (8) 課の庶務に関する事項

税務課

- (1) 個人の市民税及び県民税の調査，賦課及び課税台帳の管理に関する事項
- (2) 固定資産（償却資産を除く。）の調査及び評価に関する事項
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事項

- (4) 固定資産税及び都市計画税の課税台帳，名寄帳及び公図の管理に関する事項
- (5) 軽自動車税の調査，賦課及び課税台帳の管理に関する事項
- (6) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項
- (7) 市税に係る諸証明並びに土地・家屋調書及び公図副本の閲覧（以下「市税証明等」という。）に関する事項
- (8) 市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項
- (9) 市税等の収納に関する事項（中央区役所を除く。）
- (10) 課の所管する事務に係る不服申立て等に関する事項
- (11) その他市税に関する事項
- (12) 課の庶務に関する事項

産業振興課（西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課と読み替えるものとする。）

- (1) 商工業の融資制度に関する事項
- (2) 中小企業信用保険法に規定する特定中小企業者の認定に関する事項
- (3) 人材育成補助金に関する事項
- (4) 商業の振興に関する事項
- (5) 商業組合等の指導及び育成に関する事項
- (6) 大規模小売店舗に関する事項
- (7) 工業の振興に関する事項
- (8) 工業団体等の指導及び育成に関する事項
- (9) 企業の立地促進に関する事項
- (10) 労働施策の企画に関する事項
- (11) 職業能力開発の促進に関する事項
- (12) 雇用の促進及び定着に関する事項
- (13) 高年齢者等の職業相談に関する事項

- (1 4) 労働関係団体との連絡調整に関する事項
- (1 5) 勤労者の福利厚生に関する事項
- (1 6) 中心市街地活性化基本計画に関する事項
- (1 7) 工業振興助成金に関する事項
- (1 8) 観光及び物産振興に関する事項
- (1 9) 観光資源の管理に関する事項
- (2 0) 農業行政の企画及び計画に関する事項
- (2 1) 農業に係る調査に関する事項
- (2 2) 農業関係団体に関する事項
- (2 3) 農業経営基盤の強化に関する事項
- (2 4) 農業金融に関する事項
- (2 5) 農村と都市の交流に関する事項
- (2 6) 農業分野に係る食育に関する事項
- (2 7) 農業災害に関する事項
- (2 8) 園芸作物の生産振興に関する事項
- (2 9) 畜産の振興に関する事項
- (3 0) 生産環境の整備に関する事項
- (3 1) 水田農業経営の確立に関する事項
- (3 2) 米等の主要穀物の生産振興に関する事項
- (3 3) 農畜産物の流通及び消費に関する事項
- (3 4) 地産地消の推進に関する事項
- (3 5) 農地对価等の徴収に関する事項
- (3 6) 水産動植物の増養殖に関する事項
- (3 7) 水産関係団体及び漁業者の指導に関する事項
- (3 8) 水産施設，漁港，漁港海岸施設等の計画，整備及び管理に関する事項

- (3 9) 漁場の開発，造成及び調査に関する事項
- (4 0) 漁業構造改善等に関する事項
- (4 1) 水産統計に関する事項
- (4 2) 漁業金融に関する事項
- (4 3) 輸出水産物に関する事項
- (4 4) 里山及び森林の調査及び計画に関する事項
- (4 5) 森林法の規定による届出等に関する事項
- (4 6) 保安林の維持管理及び活用に関する事項
- (4 7) 林道及び林地施設に関する事項
- (4 8) 第 3 6 号から前号までに掲げるもののほか，水産業及び林業の振興に関する事項
- (4 9) 土地改良事業の促進に関する事項
- (5 0) 土地改良事業の調査，計画及び指導に関する事項
- (5 1) 土地改良事業の技術援助に関する事項
- (5 2) 土地改良事業に係る工事の設計及び施行に関する事項
- (5 3) 土地改良施設の維持管理に関する事項
- (5 4) 市街化調整区域等の応急排水に関する事項
- (5 5) 災害の防止及び復旧に関する事項
- (5 6) 農村総合整備に関する事項
- (5 7) 地籍調査事業に関する事項
- (5 8) 地域下水道の維持管理に関する事項
- (5 9) 課の庶務に関する事項

建設課

- (1) 道路占用工事調整連絡協議会に関する事項
- (2) 道路幅員証明に関する事項

- (3) 道路の路線の認定，変更及び廃止に関する事項
- (4) 道路台帳の調製及び保管に関する事項
- (5) 道路の境界確認に関する事項
- (6) 道路の占用許可に関する事項
- (7) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事項
- (8) 道路通行規制に関する事項
- (9) 私道の助成に関する事項
- (10) 私設排水路等の助成に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）
- (11) 放置自転車対策に関する事項
- (12) 信濃川，阿賀野川その他の河川の事業調整に関する事項
- (13) 公園台帳の作成及び保管に関する事項
- (14) 公園及び緑地の占用，使用等の許可に関する事項
- (15) 公共土木施設に係る要望及び陳情に関する事項
- (16) 道路の管理瑕疵及び損傷事故の処理に関する事項
- (17) 道路情報の広報に関する事項
- (18) 道路と他の工作物との兼用工作物の管理に関する事項
- (19) 河川の利用に関する事項
- (20) 緑化運動の促進及び緑化思想の啓発に関する事項
- (21) 樹木等の保存に関する事項
- (22) 公園及び緑地の設置及び廃止に関する事項
- (23) 生垣設置奨励助成に関する事項
- (24) 財団法人新潟市開発公社との事業企画の調整に関する事項
- (25) 法定外公共物の管理（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項

- (2 6) 下水道使用料，受益者負担金及び受益者分担金に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。次号において同じ。）
- (2 7) 下水道事業に係る要望及び相談に関する事項
- (2 8) 応急排水ポンプ維持管理費の助成に関する事項
- (2 9) 除雪に関する事項
- (3 0) 道路監察に関する事項
- (3 1) 区役所の課が締結した契約に係る工事材料の検査に関する事項
- (3 2) 公園及び緑地の樹木並びに街路樹の育成管理に関する事項
- (3 3) アメリカシロヒトリその他緑化樹の病虫害の防除の指導に関する事項
- (3 4) 公共土木施設災害復旧に関する事項
- (3 5) 道路，橋りょう，^{ずい}隧道，交通安全施設等の維持修繕に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所に限る。）
- (3 6) 道路，橋りょう，^{ずい}隧道，交通安全施設等の維持修繕の計画に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）
- (3 7) 応急排水施設の整備及び維持修繕に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所に限る。）
- (3 8) 応急排水施設の整備及び維持修繕の計画に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）
- (3 9) 公園及び緑地の維持管理に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所に限る。）
- (4 0) 公園及び緑地の維持管理の計画に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）
- (4 1) 道路と鉄道又は軌道との交差に関する事項（国道及び県道の新設及び改良を除く。）
- (4 2) 自転車等駐車場の計画及び整備に関する事項

(4 3) 緑化の実施に関する事項

(4 4) 道路，橋りょう，^{ずい}隧道，交通安全施設等の新設工事，改良工事等の調査，計画，設計及び施工に関する事項（国道及び県道の新設及び改良を除く。北区役所，秋葉区役所及び南区役所に限る。）

(4 5) 道路，橋りょう，^{ずい}隧道，交通安全施設等の計画に関する事項（国道及び県道の新設及び改良を除く。北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）

(4 6) 公園及び緑化事業並びに水辺等を活用した緑地整備に係る調査，計画，工事の設計及び施工に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所に限る。）

(4 7) 公園及び緑化事業並びに水辺等を活用した緑地整備に係る計画に関する事項（北区役所，秋葉区役所及び南区役所を除く。）

(4 8) 太郎代地区の環境整備に関する事項（北区役所に限る。他の課の所管するものを除く。）

(4 9) 地区計画の素案作成に関する事項

(5 0) 都市計画道路等の素案作成に関する事項（区内で完結するものに限る。）

(5 1) 都市計画の調整に関する事項

(5 2) 都市計画マスタープランの策定及び特定事業の企画，調整，推進等に関する事項

(5 3) 市街地開発事業に関する事項

(5 4) 組合施行等の土地区画整理事業の認可に関する事項（他の課の所管するものを除く。）

(5 5) 組合施行等の土地区画整理事業の促進及び組合の設立に係る指導に関する事項

(5 6) 組合施行等の土地区画整理事業の技術援助及び指導に関する事項

(5 7) 開発行為の許可等に関する事項

(5 8) 優良宅地，優良住宅等の認定に関する事項

- (5 9) 国有地地区編入の承認に関する事項
- (6 0) 国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）に係る土地に関する権利の移転等の届出等及び遊休土地の措置に関する事項
- (6 1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に係る申請書等の受付に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）
- (6 2) 屋外広告物に関する事項
- (6 3) 風致の許可に関する事項
- (6 4) 市民の街づくり活動の支援に関する事項
- (6 5) 市街地再開発事業等に係る事業推進に関する事項
- (6 6) 景観に関する事項
- (6 7) 都心居住促進事業の初動期の相談，誘導及び啓発に関する事項
- (6 8) マンション再生支援に関する事項
- (6 9) 建築確認申請書等の受理及び建築確認通知書等の交付に関する事項
- (7 0) 建築確認申請手数料等に関する事項
- (7 1) 都市計画施設等の区域内における建築行為に関する事項
- (7 2) 建設工事に係る資材の再資源化等の分別解体に係る届出書の受付に関する事項
- (7 3) 市営住宅の申込みの受付及び使用料の徴収に関する事項
- (7 4) 鳥屋野潟総合整備計画及び鳥屋野潟南部開発に関する事項（中央区役所に限る。他の課の所管するものを除く。）
- (7 5) 課の庶務に関する事項

下水道課

- (1) 受益者負担金及び受益者分担金に関する事項
- (2) 下水道使用料に関する事項
- (3) 水洗化の普及，啓発及び広報に関する事項

- (4) 排水設備等の設置に関する事項
- (5) 私道公共下水道の設置申請に関する事項
- (6) 雨水流出抑制施設設置助成に関する事項
- (7) 応急排水事業の調査，設計，施行及び維持補修に関する事項
- (8) 下水道の管渠^{きよ}に係る工事の設計及び施行に関する事項
- (9) 雨水排除改善，都市下水路及び雨水排水緊急対策事業の管渠^{きよ}に係る工事の設計及び施行に関する事項
- (10) 下水道終末処理場，ポンプ場等の設計及び工事の施行に関する事項
- (11) 工事の施行に係る損失補償に関する事項
- (12) 下水道管渠^{きよ}等の維持管理に関する事項
- (13) 下水道用地の占用許可及び下水道管理者以外の者の行う工事の承認に関する事項
- (14) 下水道の水質規制等に関する事項
- (15) 下水処理施設の水質管理に関する事項
- (16) ポンプ場等の運転管理及び維持管理に関する事項
- (17) 下水処理場の維持管理に関する事項
- (18) 下水道台帳に関する事項
- (19) 私設排水路等の助成に関する事項
- (20) 下水道の取付管の工事の調査，設計及び施行に関する事項
- (21) 課の庶務に関する事項

総務課

- (1) 区役所の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 区役所職員の人事，給与及び厚生に関する事項
- (3) 補助執行に基づく選挙事務の総括に関する事項
- (4) 情報システムの運用管理に関する事項

- (5) 文書事務に関する事項
- (6) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (7) 防災及び危機管理に関する事項
- (8) 水防に関する事項
- (9) 漂流物に関する事項
- (10) 消防団と消防局又は消防署との連絡に関する事項
- (11) 防犯に関する事項
- (12) 交通安全の指導及び運動に関する事項
- (13) 交通安全関係団体の指導及び育成に関する事項
- (14) 交通災害共済に関する事項
- (15) 違法駐車防止対策に関する事項
- (16) 区役所の予算及び決算の総括に関する事項
- (17) 区役所の所管に係る庁舎の管理に関する事項
- (18) 普通財産の管理に関する事項（財産管理運用課に指定された財産に限る。）
- (19) 普通財産に係る申請等に関する所管課への経由等に関する事項
- (20) 旧大字所有に関する事項
- (21) 集中管理用自動車に関する事項
- (22) 借上自動車に関する事項
- (23) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による届出に関する所管課への経由に関する事項
- (24) 物品並びに公有財産である機械器具及び船舶の取得及び修理（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項
- (25) 不用物品の管理（出納保管を除く。）及び処分（他の課又は機関の所管するものを除く。）に関する事項
- (26) 工事請負契約（市長が指定するものを除く。）、工事に係る製造請負契約

並びに工事に係る設計，測量，試験及び調査の委託契約に関する事項

(2 7) 工事材料（工事の支給品に限る。）の購入に関する事項

(2 8) 区役所の他の課及び機関の所管に属しない事項

(2 9) 課の庶務に関する事項

2 前項に掲げるもののほか，市の収入金の収納に関する事項については，北区役所にあつては各課が，東区役所及び江南区役所にあつては区民生活課が，秋葉区役所，南区役所及び西蒲区役所にあつては総務課が，西区役所にあつては区民生活課及び税務課が分掌するものとする。

（機関の分掌事務）

第 6 条 第 3 条に規定する機関及び第 4 条に規定する福祉事務所の課の分掌事務は，おおむね次のとおりとする。

福祉事務所

健康福祉課

(1) 児童及び妊産婦の福祉に係る実情把握並びに情報提供，相談，調査及び指導に関する事項

(2) 児童相談所との連絡に関する事項

(3) 母子家庭及び寡婦の福祉に係る実情把握並びに相談，調査及び指導に関する事項

(4) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事項

(5) 心身障がい者児の相談，調査及び指導に関する事項

(6) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談，調査及び指導に関する事項（東福祉事務所及び中央福祉事務所を除く。）

(7) 高齢者福祉対策の調査に関する事項

(8) 高齢者の福祉に係る実情把握並びに相談，調査及び指導に関する事項

(9) 課の庶務に関する事項

保護課

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談，調査及び指導に関する事項

(2) 課の庶務に関する事項

出張所

- (1) 自治会及び住民連絡に関する事項
- (2) 地域住民の相談に関する事項
- (3) 市税に係る諸証明（一部の証明を除く。）の交付に関する事項
- (4) 市税等の収納に関する事項
- (5) 使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6) 軽自動車税に係る各種申告書の受付及び所管課への送付に関する事項
- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項
- (8) 交通災害共済に関する事項
- (9) 管内連絡所に関する事項（北出張所及び西出張所に限る。）
- (10) 黒埼行政サービスコーナーに関する事項（黒埼出張所に限る。）
- (11) 出張所の防火，清掃その他維持管理並びに当直及び庁内取締りに関する事項
- (12) 消防団と消防局又は消防署との連絡に関する事項
- (13) 印鑑登録及び諸証明に係る申請書並びに住民異動届の受付に関する事項
- (14) 戸籍届の受付に関する事項
- (15) 住民異動届及び印鑑登録の審査に関する事項
- (16) 戸籍，住民票の写し等の諸証明書の作成及び交付に関する事項
- (17) 住民基本台帳の記録事項の電子計算機への入力に関する事項
- (18) 印鑑登録原票の記載事項の電子計算機への入力に関する事項

- (1 9) 住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項
- (2 0) 印鑑登録申請書等の整理及び保管に関する事項
- (2 1) 住民票の写し等の諸証明に係る電話予約に関する事項
- (2 2) 埋火葬及び火葬場の利用に係る許可申請書の受付及び許可証の交付に関する事項
- (2 3) 国民健康保険の加入及び脱退，国民健康保険被保険者証の再交付申請並びに出産育児一時金及び葬祭費の申請等に関する事項
- (2 4) 住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付及び介護保険被保険者証の再交付申請に関する事項
- (2 5) 国民年金の資格に係る届出書の受付及び所管課への送付に関する事項
- (2 6) 社会福祉に関する次に掲げる事項

ア 次に掲げる書類を受理し，及びこれらの書類を所管課へ送付し，並びにこれらの書類に係る通知書又は証書等を交付すること。

- (ア) ひとり親家庭等医療費助成申請書その他ひとり親家庭の福祉等に関する各種申請書及び届出書
- (イ) 児童手当認定請求書その他児童福祉に関する各種申請書及び届出書
- (ウ) 身体障害者手帳交付申請書その他身体障がい者福祉に関する各種申請書及び届出書
- (エ) 療育手帳交付申請書その他知的障がい者福祉に関する各種申請書及び届出書
- (オ) 生活保護変更申請書（傷病届）
- (カ) 老人保健医療受給資格取得届出書その他老人福祉に関する各種申請書等
- (キ) 介護保険の高額サービス費支給申請書

イ 生活保護者に対する慰問品の支給に関すること。

ウ 老人憩の家の利用証を交付すること。

エ 高齢者入浴券及びひとり親家庭無料入浴券を交付すること。

(2 7) 保健衛生及び清掃に関する次に掲げる事項

ア 乳児の医療費の受給資格を認定し、及び妊産婦及びこども医療費助成に関する申請書を受理し、所管課へ送付すること。

イ 一般廃棄物処理届出書（し尿に係るものに限る。）を受理し、所管課へ送付すること。

(2 8) 防災行政無線に関する事項

(2 9) 出張所の庶務に関する事項

連絡所

(1) 自治会及び住民連絡に関する事項

(2) 地域住民の相談に関する事項

(3) 市・県民税課税（所得）証明書の交付に関する事項

(4) 市税等の収納に関する事項

(5) 使用料及び手数料の徴収に関する事項

(6) 軽自動車税に係る各種申告書の受付及び所管課等への送付に関する事項

(7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に係る取次ぎに関する事項

(8) 交通災害共済に関する事項（早通連絡所を除く。次号において同じ。）

(9) 消防団と消防局又は消防署との連絡に関する事項

(1 0) 住民異動届の受付及び所管課等への送付に関する事項

(1 1) 戸籍，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

(1 2) 国民健康保険の加入及び脱退，再交付申請，出産育児一時金並びに葬祭費申請等の受付並びに所管課等への送付に関する事項（早通連絡所においては加入及び脱退に関する事項に限る。）

(1 3) 住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付及び所管課等への送付並び

に介護保険被保険者証等再交付申請書の受付，所管課等への送付及び介護保険被保険者証等の交付等に関する事項（早通連絡所を除く。第１４号，第１５号，第１８号及び第２０号において同じ。）

- （１４） 国民年金の資格に係る届書の受付及び所管課等への送付に関する事項
- （１５） 各種福祉に係る申請書等の受付，所管課等への送付等に関する事項
- （１６） 老人憩の家の利用証の交付に関する事項
- （１７） 高齢者入浴券の交付に関する事項
- （１８） 乳児の医療費の受給資格の認定並びに妊産婦及びこども医療費助成に関する申請書の受理及び所管課等への送付に関する事項
- （１９） 一般廃棄物処理届出書（し尿に係るものに限る。）の受理及び所管課等への送付に関する事項
- （２０） 防災行政無線に関する事項

豊栄博物館

- （１） 考古，歴史，民俗，美術等に関する資料（以下この項において「資料」という。）の収集，保管及び展示に関する事項
- （２） 資料の調査及び研究に関する事項
- （３） 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査，保存及び活用に関する事項
- （４） 豊栄博物館の利用に関する事項
- （５） 博物館協議会に関する事項
- （６） 豊栄博物館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- （７） 横井の丘ふるさと資料館の維持管理に関する事項
- （８） その他豊栄博物館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事項
- （９） 豊栄博物館の庶務に関する事項

水の駅「ビュー福島潟」

- （１） 福島潟の自然保護に関する事項

- (2) 各種事業の企画及び実施に関する事項
- (3) 福島潟自然学習園の整備計画に関する事項
- (4) 福島潟の資料収集及び調査研究に関する事項
- (5) 展示資料及び福島潟の解説指導に関する事項
- (6) 福島潟関連の寄贈及び寄託資料の受入れに関する事項
- (7) 関係団体等の育成及び連絡調整に関する事項
- (8) 水の駅「ビュー福島潟」の施設、設備及び園地（潟文化の森及び自然学習園に限る。）の維持管理に関する事項
- (9) 水の駅「ビュー福島潟」の施設及び設備の使用許可に関する事項
- (10) 水の駅「ビュー福島潟」の庶務に関する事項

豊栄総合体育館

- (1) スポーツ振興に関する事項
- (2) 体育団体との連絡調整に関する事項
- (3) 学校開放に関する事項
- (4) 豊栄総合体育館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (5) 豊栄総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (6) 豊栄総合体育館の庶務に関する事項

コミュニティセンター

- (1) コミュニティセンターの維持管理に関する事項（葛塚コミュニティセンターを除く。）
- (2) 葛塚中学校の施設開放に関する事項（葛塚コミュニティセンターに限る。）
- (3) 戸籍謄抄本及び住民票の写しの交付申請の取次ぎ及び受渡しに関する事項（葛塚コミュニティセンター及び早通コミュニティセンターを除く。）
- (4) コミュニティバスの維持管理に関する事項
- (5) 関係諸団体の自主活動及び運営の補助に関する事項

- (6) 地域住民と他の課又は機関との連絡に関する事項
- (7) その他市民サービスに関する事項
- (8) コミュニティセンターの庶務に関する事項

万代市民会館

- (1) 万代市民会館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (2) 万代市民会館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (3) 万代市民会館の庶務に関する事項

亀田市民会館

- (1) 文化の振興及び活動に関する事項（横越出張所の所管区域に係るものを除く。
次号から第 5 号までにおいて同じ。）
- (2) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査，保存及び活用に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項
- (4) 青少年育成団体への支援に関する事項
- (5) 青少年の非行防止に関する事項
- (6) 亀田市民会館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (7) 亀田市民会館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (8) 亀田市民会館の庶務に関する事項

亀田総合体育館

- (1) スポーツ振興に関する事項（横越出張所の所管区域に係るものを除く。次号
から第 3 号までにおいて同じ。）
- (2) 体育団体との連絡調整に関する事項
- (3) 学校開放に関する事項
- (4) 亀田総合体育館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (5) 亀田総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (6) 亀田総合体育館の庶務に関する事項

横越総合体育館

- (1) スポーツ振興に関する事項（横越出張所の所管区域に係るものに限る。次号から第3号までにおいて同じ。）
- (2) 体育団体との連絡調整に関する事項
- (3) 学校開放に関する事項
- (4) 横越総合体育館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (5) 横越総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (6) 横越総合体育館の庶務に関する事項

新津地域学園

- (1) 新津地域学園の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (2) 新津地域学園の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (3) 新津地域学園の庶務に関する事項

新津B & G海洋センター

- (1) 学校開放に関する事項
- (2) 新津B & G海洋センターの施設及び設備の利用許可に関する事項
- (3) 新津B & G海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する事項
- (4) 新津B & G海洋センターの庶務に関する事項

白根カルチャーセンター

- (1) スポーツ振興に関する事項
- (2) 体育団体との連絡調整に関する事項
- (3) 学校開放に関する事項
- (4) 白根カルチャーセンターの施設及び設備の利用許可に関する事項
- (5) 白根カルチャーセンターの施設及び設備の維持管理に関する事項
- (6) 白根カルチャーセンターの庶務に関する事項

西新潟市民会館

- (1) 西新潟市民会館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (2) 西新潟市民会館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (3) 西新潟市民会館の庶務に関する事項

黒埼市民会館

- (1) 黒埼市民会館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (2) 黒埼市民会館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (3) 黒埼市民会館の庶務に関する事項

巻文化会館

- (1) 文化の振興及び活動に関する事項（岩室出張所，西川出張所，潟東出張所及び中之口出張所の所管区域に係るものを除く。次号から第 5 号までにおいて同じ。）
- (2) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査，保存及び活用に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項
- (4) 青少年育成団体への支援に関する事項
- (5) 青少年の非行防止に関する事項
- (6) 巻文化会館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (7) 巻文化会館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (8) 巻文化会館の庶務に関する事項

潟東ゆう学館

- (1) 文化の振興及び活動に関する事項（潟東出張所の所管区域に係るものに限る。次号から第 7 号までにおいて同じ。）
- (2) 文化財（埋蔵文化財を除く。）の調査，保存及び活用に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項
- (4) 青少年育成団体への支援に関する事項
- (5) 青少年の非行防止に関する事項
- (6) スポーツの振興に関する事項

- (7) 体育団体との連絡調整に関する事項
- (8) 渦東ゆう学館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (9) 渦東ゆう学館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (10) 渦東ゆう学館の庶務に関する事項

中之口先人館

- (1) 中之口地区の先人に関する資料（以下この項において「資料」という。）の
収集，保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査及び研究に関する事項
- (3) 中之口先人館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (4) 中之口先人館の施設及び設備の維持管理に関する事項
- (5) その他中之口先人館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事項
- (6) 中之口先人館の庶務に関する事項

地域保健福祉センター

- (1) 健康相談，健康教育，栄養指導，健康診査，訪問指導及び機能訓練に関する
事項
- (2) 保健サービス及び福祉サービスの相談及び受付に関する事項
- (3) 地域保健福祉センターの施設の利用許可に関する事項
- (4) その他地域保健福祉センターの管理運営に関する事項

しろね大風と歴史の館

- (1) 風資料，歴史資料及び民俗資料（以下この項において「資料」という。）の
収集，保管及び展示に関する事項
- (2) 資料の調査研究に関する事項
- (3) 資料の利用に関する事項
- (4) しろね大風と歴史の館の施設及び設備の利用許可に関する事項
- (5) しろね大風と歴史の館の施設及び設備の維持管理に関する事項

(6) その他しろね大風と歴史の館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事項

(7) しろね大風と歴史の館の庶務に関する事項

(公の施設の管理)

第7条 公の施設の管理は、別表の左欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に定める課又は機関（以下「課等」という。）が行うものとする。

(複数の課等に関する事務の総合的处理)

第8条 複数の課等に関する事務について、区長が適当と認める場合は、特定の課等を指定して、当該事務の全部又は一部を総合的に処理させることができる。この場合において、当該事務に関する課等は、指定された課等に、積極的に協力しなければならない。

(所管外事務の処理及び相互援助)

第9条 課等は、特に命ぜられた場合又は緊急の場合は、第5条から第7条までに規定する分掌事務以外の事務を処理しなければならない。

2 課等は、緊急の場合又は事務が繁忙の場合は、互いに援助し合わなければならない。

(新たに生じた事務等の所管)

第10条 第5条から第7条までの規定に定めのない事務等が新たに生じ、その所管が明確でない場合は、区長がそれを所管する課等を指定するものとする。

(行政サービスコーナー等)

第11条 地域住民の利便性向上のために、次に掲げる課又は出張所に出先窓口として行政サービスコーナー及び地域生活センター（以下「行政サービスコーナー等」という。）を置く。

課又は出張所	名称	位置
中央区役所区民生活課	関屋行政サービスコーナ	新潟市中央区関屋田町4丁目56

	一	6 番地 1
	古町行政サービスコーナ 一	新潟市中央区古町通 7 番町 9 5 2 番地
江南区役所区民生活課	亀田行政サービスコーナ 一	新潟市江南区東船場 1 丁目 1 番 2 2 号
秋葉区役所区民生活課	新津行政サービスコーナ 一	新潟市秋葉区新津本町 2 丁目 2 番 1 号
南区役所政策企画課	新飯田地域生活センター	新潟市南区新飯田 1 2 6 1 番地 1
	茨曽根地域生活センター	新潟市南区茨曽根 3 4 4 3 番地
	庄瀬地域生活センター	新潟市南区庄瀬 6 4 8 9 番地
	小林地域生活センター	新潟市南区下木山 6 1 3 番地
	臼井地域生活センター	新潟市南区臼井 1 1 9 4 番地
	大郷地域生活センター	新潟市南区犬帰新田 7 5 1 番地 6
	鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田 2 7 8 番地 1
	根岸地域生活センター	新潟市南区山崎興野 2 9 0 番地
	大通地域生活センター	新潟市南区大通南 4 丁目 1 0 5 番 地
	白根地域生活センター	新潟市南区白根 1 1 3 6 番地 1
西区役所黒埼出張所	黒埼行政サービスコーナ 一	新潟市西区ときめき西 4 丁目 1 番 地 1

2 行政サービスコーナー等が取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 関屋行政サービスコーナー

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

イ その他市民サービスに関する事項

ウ 自治会及び住民組織に関する事項

(2) 古町行政サービスコーナー

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

イ 各種年金の受給者現況届証明に関する事項

ウ 市・県民税課税（所得）証明書の交付に関する事項

(3) 亀田行政サービスコーナー

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

イ 各種年金の受給者現況届証明に関する事項

ウ 市・県民税課税（所得）証明書の交付に関する事項

エ その他市民サービスに関する事項

(4) 新津行政サービスコーナー

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

イ 各種年金の受給者現況届証明に関する事項

ウ その他市民サービスに関する事項

(5) 地域生活センター

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付申請の取次ぎ及び受渡しに関する事項（白根地域生活センターを除く。）

イ その他市民サービスに関する事項

(6) 黒埼行政サービスコーナー

ア 現在戸籍の謄抄本，住民票の写し，印鑑登録証明書等の交付に関する事項

イ 各種年金の受給者現況届証明に関する事項

第4章 職制

(職制)

第12条 区役所に副区長を置く。

2 課に課長を，室に室長を，係に係長を置く。

- 3 課に課長補佐を置くことができる。
- 4 区役所に参事及び副参事を，課に副参事を，課及び室に主幹，副主幹，主査及び副主査を置くことができる。
- 5 健康福祉課に指導保育士を置くことができる。
- 6 次の表の左欄に掲げる機関に，同表の右欄に定める長を置く。

出張所	所長
連絡所	主任
福祉事務所	所長
豊栄博物館	館長
水の駅「ビュー福島潟」	館長
豊栄総合体育館	館長
コミュニティセンター	所長
万代市民会館	館長
亀田市民会館	館長
亀田総合体育館	館長
横越総合体育館	館長
新津地域学園	所長
新津 B & G 海洋センター	所長
白根カルチャーセンター	所長
西新潟市民会館	館長
黒埼市民会館	館長
巻文化会館	館長
潟東ゆう学館	館長
中之口先人館	館長

保育園	園長
地域保健福祉センター	所長
三ツ森児童館	館長
早通児童センター	所長
葛塚東児童館	館長
しろね大風と歴史の館	館長

- 7 福祉事務所に参事を置くことができる。
- 8 豊栄博物館，水の駅「ビュー福島潟」，豊栄総合体育館，万代市民会館，亀田市民会館，亀田総合体育館，新津地域学園，新津B＆G海洋センター，白根カルチャーセンター，西新潟市民会館，黒埼市民会館，巻文化会館，地域保健福祉センター及びしろね大風と歴史の館に主幹，副主幹，主査及び副主査を置くことができる。
- 9 万代市民会館，亀田市民会館，西新潟市民会館，黒埼市民会館，巻文化会館及び地域保健福祉センターに主任を，保育園に主任保育士を置くことができる。
- 10 出張所，連絡所，コミュニティセンター，横越総合体育館，潟東ゆう学館，中之口先人館，保育園，三ツ森児童館，早通児童センター及び葛塚東児童館に副主幹，主査及び副主査を置くことができる。
- 11 区会計管理者は，総務課長をもって充てる。

（職務）

第13条 副区長は，区長を補佐して区役所の事務を整理し，上司の命を受けて区役所の職員を指揮監督する。

- 2 課長は，上司の命を受けて課の事務を掌理し，課の職員を指揮監督する。
- 3 室長は，上司の命を受けて室の事務をつかさどり，室の職員を指揮監督する。
- 4 課長補佐は，課長を補佐して課の事務を整理するとともに，必要に応じ課の事務を分担する。
- 5 係長は，上司の命を受けて係の事務をつかさどり，係の職員を指揮監督する。

- 6 参事，副参事及び主幹は，上司に命を受けて特命事項をつかさどる。
- 7 指導保育士は，上司の命を受けて，担任する事務を処理する。
- 8 副主幹，主査及び副主査は，上司の命を受けて課又は機関の事務に従事する。
- 9 所長，主任（連絡所の主任に限る。），館長及び園長は，上司の命を受けて，機関の事務を掌理し，機関の職員を指揮監督する。
- 10 主任（連絡所の主任を除く。）及び主任保育士は，機関の長を補佐して機関の事務を整理するとともに，必要に応じ機関の事務を分担する。

（区長の職務の代理）

第14条 区長に事故がある場合は，副区長がその職務を代理する。

（職務の代行）

第15条 区役所に係る職務において，市長が不在の場合又は副市長，区長，副区長，福祉事務所長，課長若しくは出張所長に事故があり，若しくは欠けている場合は，次の表に掲げるところによりその事務を所管する他の職員が，順次その職務を代行する。

ア 被職務代行者	職務代行者	
	イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合（市長にあっては，不在の場合）	ウ ア・イに掲げる者に共に事故があり，又は欠けている場合（市長にあっては，不在の場合）
市長	副市長	区長
副市長	区長	副区長
区長	副区長	課長 出張所長
副区長	課長	課長補佐 室長
	出張所長	
福祉事務所長	課長	課長補佐

課長	課長補佐	係長
出張所長	係長	
連絡所主任	最上席の職員	
豊栄博物館長	最上席の職員	
水の駅「ビュー福島潟」館長	最上席の職員	
豊栄総合体育館長	最上席の職員	
コミュニティセンター所長	最上席の職員	
万代市民会館長	最上席の職員	
亀田市民会館長	最上席の職員	
亀田総合体育館長	最上席の職員	
横越総合体育館長	最上席の職員	
新津地域学園所長	最上席の職員	
新津B & G 海洋センター所長	最上席の職員	
白根カルチャーセンター所長	最上席の職員	
西新潟市民会館長	最上席の職員	
黒埼市民会館長	最上席の職員	
巻文化会館長	最上席の職員	
潟東ゆう学館長	最上席の職員	
中之口先人館長	最上席の職員	
保育園長	最上席の職員	
地域保健福祉センター所長	最上席の職員	
三ツ森児童館長	最上席の職員	
早通児童センター所長	最上席の職員	
葛塚東児童館長	最上席の職員	

しろね大風と歴史の館館長	最上席の職員	
--------------	--------	--

（職務の代行の特例）

第 1 6 条 前条の規定にかかわらず，重要又は異例な事項については，あらかじめ処理の方針を示されているもの又は緊急を要するものを除き，順次同条に規定する事故があり，又は欠けている者の上位の職にある者がその職務を代行する。

2 前条の規定の適用によっても職務の代行ができない場合においては，順次同条に規定する事故があり，又は欠けている者の上位の職にある者がその職務を代行する。

（職務の代行の報告）

第 1 7 条 前 2 条の規定により職務の代行をした者は，その職務代行の理由が止んだ後速やかに当該被職務代行者にその旨を報告し，又は通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 1 9 年 4 月 1 5 日までの間における第 1 1 条第 1 項の表の規定の適用については，同表江南区役所区民生活課の項中「新潟市江南区東船場 1 丁目 1 番 2 2 号」とあるのは「新潟市江南区亀田新明町 1 丁目 2 番 4 号」とする。

3 施行日から平成 1 9 年 4 月 1 5 日までの間における第 1 1 条第 2 項第 3 号の規定の適用については，同号中

「 ウ 市・県民税課税（所得）証明書の交付に関する事項

エ その他市民サービスに関する事項 」

とあるのは

「 ウ その他市民サービスに関する事項 」とする。

別表（第 7 条関係）

施設名	管理を行う組織
コミュニティセンター及びコミュニティハウス	政策企画課
体育施設及び都市公園体育施設	豊栄総合体育館，亀田総合体育館，横越体育館，新津地域学園，白根カルチャーセンター及び西蒲区役所政策企画課
水の公園福島潟（潟来亭，菱風荘及びキャンプ場に限る。）	水の駅「ビュー福島潟」
臨空船江会館	東区役所政策企画課
市民プラザ	中央区役所政策企画課
旧日本銀行新潟支店長役宅	中央区役所政策企画課
亀田駅前地域交流センター	江南区役所政策企画課
亀田あけぼの会館	亀田市民会館
亀田郷土資料館	亀田市民会館
新津地区市民会館	秋葉区役所政策企画課
小須戸地区ふれあい会館	秋葉区役所政策企画課
新津本町二番館	秋葉区役所政策企画課
石油の里公園（石油の世界館に限る。）	秋葉区役所政策企画課
新津地区勤労青少年ホーム	新津地域学園
新津鉄道資料館	新津地域学園
白根高齢者能力活用センター	南区役所政策企画課
重要文化財旧笹川家住宅	南区役所政策企画課
曽我・平澤記念館	南区役所政策企画課
岩室すこやかセンター	西蒲区役所政策企画課

巻郷土資料館	巻文化会館
入徳館野外研修場	巻文化会館
潟東樋口記念美術館	潟東ゆう学館
潟東歴史民俗資料館	潟東ゆう学館
澤将監の館	中之口先人館
斎場（青山斎場及び白根斎場を除く。）	区民生活課
亀田墓地	江南区役所区民生活課
北区豊栄健康センター	北区役所健康福祉課
中央区入舟健康センター	中央地域保健福祉センター
江南区曽野木健康センター	江南区役所健康福祉課
江南区横越健康センター	横越地域保健福祉センター
江南区亀田健康センター	江南区役所健康福祉課
秋葉区小須戸健康センター	小須戸地域保健福祉センター
秋葉区新津健康センター	秋葉区役所健康福祉課
南区白根健康センター	南区役所健康福祉課
南区月潟健康センター	月潟地域保健福祉センター
南区味方健康センター	味方地域保健福祉センター
西区黒埼健康センター	黒埼地域保健福祉センター
西区坂井輪健康センター	西区役所健康福祉課
西蒲区西川健康センター	西川地域保健福祉センター
西蒲区岩室健康センター	岩室地域保健福祉センター
西蒲区潟東健康センター	潟東地域保健福祉センター
老人憩の家	各区役所の健康福祉課
老人福祉センター	各区役所の健康福祉課

老人デイサービスセンター	各区役所の健康福祉課
こども創作活動館	東区役所健康福祉課
大畑少年センター	中央区役所健康福祉課
児童センター（早通児童センターを除く。 。）	中央区健康福祉課
子育てサポート広場ふるまち	中央区役所健康福祉課
小須戸温泉健康センター	秋葉区役所健康福祉課
新津育ちの森	秋葉区役所健康福祉課
子育て支援センター白根つくし園	南区役所健康福祉課
坂井輪児童館	西区役所健康福祉課
巻ふれあい福祉センター	西蒲区役所健康福祉課
西川社会福祉センター	西蒲区役所健康福祉課
岩室健康増進センター	西蒲区役所健康福祉課
巻ほたるの里公園（じょんのび館に限る。 。）	西蒲区役所健康福祉課
巻世代交流館どんぐりの舎	西蒲区役所健康福祉課
西川高齢者ふれあいセンター	西蒲区役所健康福祉課
中之口高齢者支援センター	西蒲区役所健康福祉課
高齢者生きがいルーム	西蒲区役所健康福祉課
露店市場	北区役所産業振興課，東区役所政策企画課 ，中央区役所政策企画課，江南区役所産業 振興課，秋葉区役所産業振興課，南区役所 産業振興課，西区役所農政商工課及び西蒲 区役所産業観光課

豊栄地区ふれあいセンター	北区役所産業振興課
横越地区勤労者総合福祉センター	江南区役所産業振興課
新津駐車場	秋葉区役所産業振興課
石油の里公園（観光物産館に限る。）	秋葉区役所産業振興課
白根地区勤労者福祉センター	南区役所産業振興課
味方地区千日運動施設	南区役所産業振興課
白根産業厚生会館	南区役所産業振興課
岩室温泉伝統文化伝承保存館	西蒲区役所産業観光課
巻ほたるの里公園（角田山自然館に限る。 。）	西蒲区役所産業観光課
市民農園	北区役所産業振興課，西区役所農政商工課 及び西蒲区役所産業観光課
農村環境改善センター及び地域研修セン ター	江南区役所産業振興課，秋葉区役所産業振 興課，南区役所産業振興課，西区役所農政 商工課及び西蒲区役所産業観光課
海辺の森	北区役所産業振興課
新津地区グリーンセンター	秋葉区役所産業振興課
小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン	秋葉区役所産業振興課
ほたるの里交流館	西蒲区役所産業観光課
都市公園（都市公園体育施設を除く。）	建設課
自転車等駐車場	建設課
天寿園	中央区役所建設課
新潟駅前広場	中央区役所建設課
亀田駅東パークアンドライド駐車場	江南区役所建設課

亀田駅前駐車場	江南区役所建設課
石油の里公園（石油の世界館及び観光物産館を除く。）	秋葉区役所建設課
信濃バレー親水レクリエーション広場	秋葉区役所建設課
矢代田駅前駐車場	秋葉区役所建設課
なぎさのふれあい広場	西区役所建設課
巻ほたるの里公園（じょんのび館及び角田山自然館を除く。）	西蒲区役所建設課
巻駐車場	西蒲区役所総務課